

請　願

平成29年9月須賀川市議会定例会

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員	資料ページ
請願第7号	H29. 9. 6	「いわゆる『共謀罪』を新設する『改正組織犯罪処罰法』の即時廃止を求める意見書」の提出を求める請願書	須賀川市議会議員 須賀川地方平和フォーラム 代表 本多賢二	大河内和彦	1~2
請願第8号	H29. 9. 6	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について	須賀川市議会議員 日本労働組合総連合会福島県連合会須賀川地区連合 議長 鈴木重一	大河内和彦	3~7
請願第9号	H29. 9. 7	日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての請願	須賀川市議会議員 原水爆禁止須賀川協議会 理事長 吉田豊美	横田洋子	8~9

請願書

2017年9月5日

須賀川市議会議長
佐藤瞭二様

須賀川市
須賀川地方平和フォーラム
代表 本多賢二

紹介議員 大河内和彌

「いわゆる『共謀罪』を新設する『改正組織犯罪処罰法』 の即時廃止を求める意見書」の提出を求める請願書

安倍政権は7月11日、過去に三度、国民の強い反対によって廃案となった「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「改正組織犯罪処罰法（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律等の一部を改正する法律）」を施行した。

「共謀罪」の適用対象は、テロ集団や暴力団などの「組織的犯罪集団」とされ、犯罪を計画した2人以上のうち1人が現場の下見などの「準備行為」をすれば全員が処罰され、「組織的犯罪集団」や「準備行為」の定義が曖昧で罪刑法定主義に反し、一般市民・社会が萎縮する懸念がある。

さらに、計画段階の動きを把握するため捜査当局による監視が際限なく拡大する危惧がある。テロとは無関係と思われる犯罪も対象に多数含まれ、公権力がプライバシーに踏み入り内心の自由や言論・表現の自由を侵す恐れが大きく、さまざまな懸念や疑問は国会審議を通じても解消されていない。

またこうした重要法案であるにもかかわらず、国会審議の衆参両院法務委員会で参考人出席を全会一致でその都度決定する長年の慣例が無視され、公聴会も1度も開かれず、参院では委員会採決を省略する「中間報告」が強行されるなど、政府・与党の極めて強引な運営が繰り返されたことは、法制定の正当性に重大な疑惑が生じている。

対象犯罪は277に及び、犯罪実行後の処罰を原則としてきた日本の刑法体系を変容させる法の施行は、看過できない。さらに、国連人権理事会の「プライバシーの権利」特別報告者からも、プライバシー権と表現の自由を制約するおそれがあると表明されており、今後国際社会から批判を受ける可能性が高まることも否定できない。

よって、須賀川市議会は国に対し、「改正組織犯罪処罰法」を即時廃止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書提出を求めるものである。



いわゆる「共謀罪」を新設する「改正組織犯罪処罰法」の即時廃止 を求める意見書（案）

安倍政権は7月11日、過去に三度、国民の強い反対によって廃案となった「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「改正組織犯罪処罰法（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律等の一部を改正する法律）」を施行した。

「共謀罪」の適用対象は、テロ集団や暴力団などの「組織的犯罪集団」とされ、犯罪を計画した2人以上のうち1人が現場の下見などの「準備行為」をすれば全員が処罰され、「組織的犯罪集団」や「準備行為」の定義が曖昧で罪刑法定主義に反し、一般市民・社会が萎縮する懸念がある。

さらに、計画段階の動きを把握するため捜査当局による監視が際限なく拡大する危惧がある。テロとは無関係と思われる犯罪も対象に多数含まれ、公権力がプライバシーに踏み入り内心の自由や言論・表現の自由を侵す恐れが大きく、さまざまな懸念や疑問は国会審議を通じても解消されていない。

またこうした重要法案であるにもかかわらず、国会審議の衆参両院法務委員会で参考人出席を全会一致でその都度決定する長年の慣例が無視され、公聴会も1度も開かれず、参院では委員会採決を省略する「中間報告」が強行されるなど、政府・与党の極めて強引な運営が繰り返されたことは、法制定の正当性に重大な疑惑が生じている。

対象犯罪は277に及び、犯罪実行後の処罰を原則としてきた日本の刑法体系を変容させる法の施行は、看過できない。さらに、国連人権理事会の「プライバシーの権利」特別報告者からも、プライバシー権と表現の自由を制約するおそれがあると表明されており、今後国際社会から批判を受ける可能性が高まることも否定できない。

よって、須賀川市議会は国に対し、「改正組織犯罪処罰法」を即時廃止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年 月 日

須賀川市議会

衆議院議長	大島 理森	様
参議院議長	伊達 忠一	様
内閣総理大臣	安倍 晋三	様
法務大臣	上川 陽子	様
外務大臣	河野 太郎	様
内閣官房長官	菅 義偉	様
国家公安委員会委員長	小此木 八郎	様

請願書

2017年 9 月 6 日

須賀川市議会

議長 佐藤 瞽二 殿

住 所 福島県須賀川市

氏 名 日本労働組合総連合会福島県連合会須賀川地区連合

議長

鈴木 重一

紹介議員

大河内和彦

地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材が限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながることが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。また、「骨太方針 2015」以降、アウトソーシングなどの民間委託を 2020 年度（平成 32 年度）までに倍増させるという目標が掲げられていますが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できません。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2018 年度（平成 30 年度）の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。

つきましては、次の事項について地方自治法第 99 条の規定により、政府関係機関に対し、意見書を提出して頂けますよう、お願ひいたします。

記



1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性のは正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。
6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。
また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
同時に、地方交付税原資の確保に努め、臨時財政対策債に過度に依存しないこと。

以 上

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材が限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながることが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。また、「骨太方針 2015」以降、アウトソーシングなどの民間委託を 2020 年度（平成 32 年度）までに倍増させるという目標が掲げられていますが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できません。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすこととは明らかです。

このため、2018 年度（平成 30 年度）の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015 年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性のは正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。

6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
同時に、地方交付税原資の確保に努め、臨時財政対策債に過度に依存しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年 月 日

安倍 晋三 内閣総理大臣
菅 義偉 内閣官房長官
野田 聖子 総務大臣
麻生 太郎 財務大臣
世耕 弘成 経済産業大臣
梶山 弘志 内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）
茂木 敏充 内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

須賀川市議会
議長 佐藤暎二

(別紙2)

<提出先>

安倍 晋三 内閣總理大臣	100-8914 千代田区永田町 1-6-1 内閣府
菅 義偉 内閣官房長官	100-8968 千代田区永田町 1-6-1 内閣官房
野田 聖子 総務大臣	100-8926 千代田区霞が関 2-1-2 総務省内
麻生 太郎 財務大臣	100-8940 千代田区霞が関 3-1-1 財務省内
世耕 弘成 経済産業大臣	100-8901 千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省内
梶山 弘志 内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）	100-8968 千代田区永田町 1-6-1 内閣官房
茂木 敏充 内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）	100-8914 千代田区永田町 1-6-1 内閣府内

須賀川市議会議長
佐藤 潤二様

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての請願

2017年9月7日

請願者 原水爆禁止須賀川協議会
理事長 吉田豊美
住所 須賀川市



紹介議員

吉田 豊美

【請願の趣旨】

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た今年7月7日、ついに核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「惡の烙印」を押しました。核兵器は、歴史上はじめて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかるあらゆる活動を禁止しています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示し、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の願いに応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たちが長年にわたり核兵器完全廃絶を願い行動してきたことが実現した画期的な内容です。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し推進の先頭に立つことが求められます。

平和首長会議も核兵器禁止条約早期締結を求めており、9月20日には核兵器禁止条約の署名が開放されます。日本政府がすみやかに禁止条約に調印することを求める意見書を提出されるよう請願します。



日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た今年 7 月 7 日、ついに核兵器禁止条約が採択された。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押した。核兵器は、いまや不道徳であるだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなった。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっている。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに我々国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められる。

9 月 20 日には核兵器禁止条約の署名が開放される。我々は日本政府がすみやかに禁止条約に調印することを求める。

以上、意見書を提出する。

年　月　日

内閣総理大臣

殿

外務大臣

殿